

蒲郡駅事件（民事裁判）の上告棄却に対する抗議声明

12月14日、加藤誠二さんが会社を相手どり解雇無効を訴えた裁判で、最高裁判所第三小法廷（那須弘平裁判長他3名）は上告棄却を決定した。私たちはこの反動決定に満腔の怒りを込めて抗議する。

蒲郡駅事件は2007年7月13日、愛知県警公安三課による不当家宅捜索によって開始された。この弾圧は会社がりニア中央新幹線実現に向け労務管理を一層強化するために私たちが職場から推し進めてきた「主任レポート」や「時系列等報告書」に反対する闘いをつぶそうとする会社と、働く者や弱者の立場で闘うJR総連・JR東海労を破壊するという権力者の目的が一致してかけられた「窃盗事件」でっち上げによる政治弾圧だ！

加藤誠二さんが持ち出したという「ファイル」に指紋がついていなかったことや「管理者専用書庫のカギ」をどうやって探したのかなど検察が科学的に立証していないにもかかわらず結論ありきの推認・憶測だけで下された刑事裁判の超反動判決・7月7日の上告棄却を丸呑みする形での今回の民事裁判上告棄却は断じて許せない。

「格差社会」で年間自殺者が10年以上3万人を超えるような社会状況の中で弱い立場の労働者は虐げられている。労働者の死を意味する解雇や組織の破壊に「法の番人」と言われる司法が荷担するという横暴を許すわけにはいかない。私たちは今回の反動判決に対する怒りをバネに反動の嵐に抗して今後も社会正義の闘いを推し進める。

2010年12月15日
JR東海労新幹線関西地方本部